

仕様書

1. 業務名：菅野地内広域農道草刈業務委託

2. 履行場所：岡山市北区菅野地内

3. 期 間：契約締結日から令和7年11月28日

ただし、原則下記の期間における2回刈りとし、各期間内に必要書類を提出し、検査を受けること。地元要望等により変更する必要がある場合には、市監督員と協議すること。

（1回目：契約締結日から令和7年7月31日）

（2回目：令和7年9月1日から令和7年11月28日）

4. 目 的：農道の路肩に繁茂した草を刈ることで、通行の安全を確保するもの。

5. 作業内容

①草刈面積	1回目	$A = 8,400\text{m}^2$
	2回目	$A = 8,400\text{m}^2$
	合 計	$A = 16,800\text{m}^2$

②草刈りの範囲 張りコンクリート施工部分 : 0.3m

張りコンクリート未施工部分：路肩舗装の端部から1m

③各路線数量

	施工延長	面積
本 線	5,400m	4,900 m^2
吉尾線	1,900m	3,500 m^2

- ・設計どおりでは不具合が生じた場合や地元要望等があれば市監督員と協議すること。
- ・協議なしに作業を行った場合は、設計変更の対象とはならない。
- ・現場状況により当初見込み数量が減少した場合は、速やかに市監督員に報告すること。その場合は実情に応じて変更契約を行うものとする。

6. 作業確認について

- ・受託者は、委託期間中の作業について随時監督員の確認を受けるものとする。
- ・現場草刈り作業終了後には、速やかに市監督員に連絡すること。刈り残しなどがある場合には再度、作業を指示する。

7. 提出書類

- ①完成写真
- ②作業写真（着手前・作業中・作業後）
- ③出来形管理表
- ④処分伝票

8. 安全対策関係について

- ・本委託業務の実施に当たっては、交通誘導員を適切に配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意し作業すること。
- ・作業計画書で詳細な計画を行い、事前に監督員の承諾を得た後に実施すること。
- ・交通誘導員としてのべ14人を見込んでいるが、道路使用許可における警察との協議において変更が生じたときは、市監督員と協議をすること。

9. 刈草の処分について

- ・刈草の処分については、タマタイ産業㈱への搬入を見込んでいる。
- ・岡山市の一般廃棄物処理施設（各センター）には搬入できないので注意すること。
- ・野焼きは絶対に行わないこと。
- ・当初見込み数量との異同は設計変更の対象とし、数量は伝票によって確認するものとする。（堆肥等に利用したり、伝票がない場合は処分費分を減じることになるので注意すること）
- ・処分伝票は「t」で計上すること。

10. 委託料の支払について

- ・本委託において、委託料の支払は業務期間内2回払いとし、各回毎の支払額は契約額を2等分した金額（1円未満の端数が出た場合は第2回目払に上乗せし調整）とする。
- ・前払い及び部分払いは行わないものとする。

11. その他

- ・草刈り後は早急に集草し後片付けを行うこととし、周辺の田畑、側溝等へ刈草を飛散させた場合は責任を持って処理すること。
- ・視線誘導標等を破損した場合は市監督員に報告し、適切に復旧等の処置をすること。